

白岡市自治基本条例「自治のあり方」の検証に関する取組指針について

1 策定の目的

白岡市自治基本条例第20条に規定する検証に係る基礎資料作成のために策定したものである。

(自治基本条例 条文抜粋)

第20条 市長は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例に規定する自治のあり方を、市民の参画する組織を設置し、検証しなければならない。

2 検証の方法

条例に基づき、当審議会において、次の2つの視点から検証作業を行う。

- (1) 市民主体の自治が推進されているか
- (2) 時代や社会情勢の変化に即したものとなっているか

3 今後のスケジュール

平成23年10月1日の条例施行以来、平成27年9月に初めての検証を行ったところであり、次回は平成31年9月末までに行うこととなる。

(1) 各年度

検証の方法(1)の視点から、市民参画手続の実績を確認する(資料6)。

(2) 検証(4年に1度、次回は平成31年度)

検証の方法(1)、(2)それぞれの視点から総合的に検証するため、前回の検証後の期間(平成28～31年度)中の取組状況を確認する(資料7)。